

## ○熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則

(平成 16 年 12 月 1 日規則第 58 号)

**改正** 平成 17 年 8 月 15 日規則第 63 号 平成 17 年 10 月 1 日規則第 77 号  
平成 18 年 7 月 10 日規則第 54 号 平成 19 年 10 月 1 日規則第 52 号  
平成 22 年 3 月 30 日規則第 19 号 平成 24 年 3 月 30 日規則第 19 号  
平成 24 年 9 月 28 日規則第 39 号 平成 27 年 3 月 27 日規則第 18 号  
平成 28 年 3 月 29 日規則第 14 号 平成 29 年 3 月 24 日規則第 3 号  
令和 2 年 11 月 30 日規則第 46 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則

熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成 3 年熊本県規則第 23 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
  - 第 2 章 個体等の取扱いに関する規制(第 6 条—第 18 条)
  - 第 3 章 生息地等の保護に関する規制(第 19 条—第 29 条)
  - 第 4 章 保護管理事業(第 30 条—第 32 条)
  - 第 5 章 推進体制の整備(第 33 条)
  - 第 6 章 雑則(第 34 条—第 38 条)
- 附則

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来種の公表)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

- (1) 公表する種名
- (2) 公表の理由

(県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の器官及び加工品)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める器官は、葉、花及び根とする。

2 条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める加工品は、個体及び器官を主たる原材料とするはく製その他の標本(はく製その他の標本として製作過程のものを含む。)とする。

(県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定の案の公告)

第4条 条例第10条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による規則で定める公告は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

(1) 指定する種名

(2) 指定の理由

(公聴会)

第5条 知事は、条例第10条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)又は条例第34条第6項(条例第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の開催日時、開催場所及び当該公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下この条において「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による告示は、公聴会の日の3週間前までに公報により行うものとする。

3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び前項の規定により発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

8 公述人及び第6項の規定により発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

## 第2章 個体等の取扱いに関する規制

(県内希少野生動植物の捕獲等の届出)

第6条 条例第13条第1項の規則で定める事項は次に掲げるものとする。

(1) 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

ア 種名

イ 卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨

ウ 数量

- (3) 捕獲等をする目的
  - (4) 捕獲等をする区域及び当該区域の状況
  - (5) 捕獲等の方法
  - (6) 捕獲等をしようとする期間
  - (7) 捕獲等をした個体の取扱い方法
- 2 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した県内希少野生動植物捕獲等届出書(別記第 1 号様式)を提出して行うものとする。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
  - (2) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- (県内希少野生動植物の捕獲等の制限等をする場合)

第 7 条 条例第 13 条第 2 項の規定による捕獲等の制限又は必要な措置をとるべきことの命令は、書面により行うものとする。

(県内希少野生動植物の捕獲等の届出に係る適用除外)

第 8 条 条例第 13 条第 6 項第 1 号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学及び国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 4 項に定める大学共同利用機関をいう。以下第 9 条、第 23 条及び第 28 条において同じ。)における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。))。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

ア 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 3 若しくは第 38 条又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。))。

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

イ 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 10 条第 1 項に規定する測量標又は水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号)第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

- ウ 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条第 1 号に掲げる施設、同条第 2 号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第 40 条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
- エ 漁港漁場整備法第 34 条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
- オ 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
- カ 海洋水産資源開発促進法(昭和 46 年法律第 60 号)第 7 条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
- キ 道路を設置し、又は管理すること。
- ク 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
- コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を設置し、又は管理すること。
- サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- シ 航路標識法(昭和 24 年法律第 99 号)第 1 条第 2 項に規定する航路標識(以下「航路標識」という。)その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。
- セ 航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 141 条第 3 項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。

- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を設置し、又は管理すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ネ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律第43号)第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ノ 熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により指定された県重要文化財、同条例第27条第1項の規定により指定された県重要民俗文化財又は同条例第35条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為
- ハ 鉱業法(昭和25年法律第289号)第4条に規定する鉱業、採石法(昭和25年法律第291号)第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第2条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ヒ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- フ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保

安施設地区(以下「保安林の区域等」という。)において同法第 34 条第 2 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為(同法第 44 条において準用する場合を含む。)

2 条例第 13 条第 6 項第 2 号の規則で定める場合は、草原の維持管理のために行う野焼き及び採草に伴って捕獲等を行う場合をいう。

(指定希少野生動植物の捕獲等の禁止に係る適用除外)

第 9 条 条例第 14 条第 2 号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

(1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

(2) 大学における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。))にあつては知事に通知したもの)に限る。)

(3) 第 8 条第 1 項第 3 号ア及びイに掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであつて、第 8 条第 1 項第 4 号アからフまでに掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)

2 条例第 14 条第 3 号の規則で定める場合は、草原の維持管理のために行う野焼き及び採草に伴って捕獲等を行う場合をいう。

(指定希少野生動植物の捕獲等の目的)

第 10 条 条例第 16 条の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。

(指定希少野生動植物の捕獲等の許可の申請及び許可証等)

第 11 条 条例第 17 条第 1 項の規定による許可の申請は、指定希少野生動植物捕獲等許可申請書(別記第 2 号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

(2) 捕獲等をした個体を飼養し、又は栽培しようとする場合にあつては、飼養又は栽培のための施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

(3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第 17 条第 2 項の許可証(以下この条において「許可証」という。)の様式は、指定希少野生動植物捕獲等許可証(別記第 3 号様式)のとおりとする。

4 条例第 17 条第 3 項の規定による従事者証(以下この条において「従事者証」という。)の交付の申請は、指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書(別記第 4 号様式)を提出して行うものとする。

- 5 従事者証は、別記第 5 号様式によるものとする。
- 6 条例第 17 条第 4 項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、指定希少野生動物捕獲等許可証(従事者証)再交付申請書(別記第 6 号様式)を提出して行うものとする。
- 7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。
- 9 条例第 17 条第 4 項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

(個体の取扱方法)

第 12 条 条例第 20 条の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
- (2) 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(条例第 22 条第 2 項の証明書)

第 13 条 条例第 22 条第 2 項の証明書は、別記第 7 号様式によるものとする。

(特定希少野生動物事業の登録の更新の申請期限)

第 14 条 特定希少野生動物事業者は、条例第 23 条第 2 項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の 14 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(特定希少野生動物事業の登録の申請及び登録証等)

第 15 条 条例第 24 条第 1 項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した特定希少野生動物事業登録申請書(別記第 8 号様式)を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 特定希少野生動物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- (3) 譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動物
- (4) 譲渡しの業務を開始しようとする日
- (5) 特定希少野生動物の個体等を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項
  - ア 繁殖施設の所在地、規模及び構造
  - イ 繁殖に従事する者の氏名及び繁殖に関する経歴
  - ウ 繁殖方法及び繁殖計画

2 条例第 24 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び番号

- 3 条例第 24 条第 3 項の登録証(以下この条において「登録証」という。)は、別記第 9 号様式によるものとする。
- 4 条例第 24 条第 4 項の規定による登録証の掲示は、譲渡しを行う施設において客の見やすい場所に行うものとし、当該施設が複数存在する場合にあっては、それぞれの施設について行うものとする。

(特定希少野生動植物事業の変更の届出)

第 16 条 条例第 26 条第 1 項の規則で定める事項は、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げるものとする。

- 2 条例第 26 条第 1 項の規定による変更の届出は、前項に掲げる事項を記載した特定希少野生動植物事業変更届出書(別記第 10 号様式)を提出して行うものとする。
- 3 条例第 26 条第 4 項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める者は、次の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

(1) 特定希少野生動植物事業を廃止した場合 特定希少野生動植物事業者であった個人又は法人を代表する役員

(2) 死亡した場合 その相続人

(3) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(4) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(5) 法人が合併及び破産以外の事由により解散した場合 その清算人

- 4 条例第 26 条第 4 項の規定による廃止等の届出は、特定希少野生動植物事業廃止等届出書(別記第 11 号様式)を提出して行うものとする。

(帳簿の記載事項等)

第 17 条 条例第 28 条の規定による帳簿は、譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物ごとに備えるものとする。

- 2 条例第 28 条に規定する事項で、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 譲受け年月日

(2) 譲渡人の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(3) 譲り受けた数量

(4) 譲渡しを行った年月日及び数量

(5) 保有数量

- 3 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ特定希少野生動植物事業者の事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示され

るときは、当該ファイル又は磁気ディスク等への記録をもって第1項の帳簿への記載に代えることができる。

- 4 特定希少野生動植物事業者は、第1項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を保存しなければならない。

(条例第31条第2項の証明書)

第18条 条例第31条第2項の証明書は、別記第7号様式によるものとする。

### 第3章 生息地等の保護に関する規制

(生息地等保護区の指定の案の公告)

第19条 条例第34条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

- (1) 生息地等保護区の名称
- (2) 生息地等保護区の指定の区域
- (3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物
- (4) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案
- (5) 生息地等保護区の指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

(管理地区の指定の案の公告)

第20条 前条の規定は、条例第35条第3項において準用する条例第34条第4項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは、「管理地区」と読み替えるものとする。

(管理地区の区域内における行為の許可の申請)

第21条 条例第35条第5項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した管理地区内行為許可申請書(別記第12号様式)を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 生息地等保護区の名称
- (3) 管理地区の名称
- (4) 行為の種類
- (5) 行為の目的
- (6) 行為の場所
- (7) 行為地及びその付近の状況
- (8) 行為の施行方法(指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。)
- (9) 行為の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (既着手行為の届出)

第 22 条 条例第 35 条第 8 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
  - (2) 前条第 1 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項
  - (3) 行為の施行方法
  - (4) 行為に着手した日
  - (5) 行為の完了の日又はその予定日
- 2 条例第 35 条第 8 項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した管理地区内既着手行為届出書(別記第 13 号様式)を提出して行うものとする。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (管理地区の区域内における許可を要しない行為)

第 23 条 条例第 35 条第 9 項第 2 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
  - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
  - イ 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防設備、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
  - ウ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

- エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- オ 法令の規定により、又は保安目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、管理地区が指定された際に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第35条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第52条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
- ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- コ 海洋水産資源開発促進法第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
- セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。

- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項の港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ホ 送水管を農地に埋設すること。
- マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。

- ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること((イ)又は(キ)に掲げる工作物を改築し、又は増築することにあつては、当該工作物が改築後又は増築後において(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築し、又は増築することに限る。)
  - (ア) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもの
  - (イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
  - (ウ) 旗ざおその他これに類するもの
  - (エ) 門、塀、給水設備又は消火設備
  - (オ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備
  - (カ) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)
  - (キ) 高さが5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)
- ヤ 条例第35条第4項の規定による許可を受けた行為(条例第52条第2項の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
  - ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
  - イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
  - ウ 露天掘りでない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
  - エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
  - オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
  - カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと(試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。)
  - キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学にあつては知事に通知したもの)に限る。)
- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
  - ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ウ 管理地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において高さ 10 メートル以下の木竹を伐採すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐すること（単木択伐をすることに限る。）。

ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。

キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア 砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

イ 漁港漁場整備法第 25 条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第 3 条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ 船舶から冷却水を排出すること。

エ 下水道に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。

オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。

カ 建築基準法第 31 条第 2 項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

キ 水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる廃水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。

ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 1 号に規定する船舶又は同条第 10 号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

イ 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

カ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第1項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

キ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

ケ 港湾法第2条の港湾管理者が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

(9) 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ア 保安林の区域等における森林法第 34 条第 2 項(同法第 44 条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為(条例第 35 条第 4 項第 6 号、第 9 号及び第 12 号から第 14 号までに掲げるものを除く。)
- イ 保安林の区域等における森林法第 34 条第 2 項各号に該当する場合の同項(同法第 44 条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第 35 条第 4 項第 9 号及び第 12 号から第 14 号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 63 条第 1 項第 1 号に規定する事業若しくは工事を実施する行為(条例第 35 条第 4 項第 13 号及び第 14 号に掲げるものを除く。)
- ウ 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)第 21 条第 1 項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるものを除く。)
- エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
  - (ア) 条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるもの
  - (イ) 住宅又は高さが 5 メートルを超え、若しくは床面積の合計が 100 平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが 5 メートルを超え、又は床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものとなる場合における改築し、又は増築することを含む。)
  - (ウ) 用排水施設(幅員 2 メートル以下の水路を除く。)又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が 2 メートルを超えるものとなる場合における改築し、又は増築することを含む。)
  - (エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
  - (オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
  - (カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - (キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
- オ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為(条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるものを除く。)
- カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為(条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるものを除く。)
- キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること(条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為を除く。)
- ク 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する

埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第 2 条第 1 項の規定により認定された物件の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるものを除く。)

ケ 熊本県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により指定された県重要文化財、同条例第 27 条第 1 項の規定により指定された県重要民俗文化財又は同条例第 35 条第 1 項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるものを除く。)

コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

サ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ス 工作物の修繕のための行為

(11) 条例第 35 条第 4 項第 6 号に掲げる行為であつて同条第 9 項第 3 号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

(非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出)

第 24 条 条例第 35 条第 10 項の規定による届出は、第 22 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した管理地区内非常災害応急措置届出書(別記第 14 号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 万分の 1 以上の地形図を添付しなければならない。

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第 25 条 条例第 36 条第 4 項第 2 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第 8 条第 1 項第 4 号ニ、第 23 条第 1 号エ、カ若しくはハ又は同条第 10 号コからスまでに掲げる行為

(2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。

(3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

(4) 測量法第 3 条の規定による測量又は水路業務法第 2 条第 1 項の規定による水路測量を行うこと。

(5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

(6) 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和 47 年法律第 88 号)第 2 条第 4 項に規定

する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)

(8) 熊本県文化財保護条例第35条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)

(9) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第26条 条例第36条第5項において準用する条例第35条第5項の規定による許可の申請は、立入制限地区内立入許可申請書(別記第15号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付しなければならない。

(監視地区の区域内における行為の届出)

第27条 条例第37条第1項の規則で定める事項は、第21条第1項各号に掲げるものとする。

2 条例第37条第1項の規定による届出は、前項の事項を記載した監視地区内行為届出書(別記第16号様式)により行うものとする。

3 前項の届出書には、第21条第2項各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(監視地区の区域内における届出を要しない行為)

第28条 条例第37条第6項第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 第23条第1号アからメまで(キ、ヘ及びホを除く。)に掲げる行為

イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(ア)から(ウ)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(ア) 床面積の合計200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積200平方メートル(海域にあつては100平方メートル)以下の工作物(建築物を除く。)

(イ) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さ30メートル以下のもの

(ウ) 高さ20メートル以下のダム

ウ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、生息地等保護区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規

定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第 37 条第 1 項の規定による届出をして設置されたもの(条例第 52 条第 3 項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

- エ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。
- オ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。
- カ 幅員が 4 メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が 4 メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)
- キ 日本郵便株式会社の営業所、簡易郵便局法(昭和 24 年法律第 213 号)第 7 条第 1 項に規定する簡易郵便局又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。
- ク 工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。
- ケ 条例第 37 条第 1 項の規定による届出(条例第 52 条第 3 項の規定による通知を含む。)を了した行為(条例第 37 条第 2 項の規定による命令に違反せず、かつ同条第 5 項の期間を経過したものに限る。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであつて次に掲げるもの

- ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
- イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。
- ウ 養浜のために土地の形質を変更すること。
- エ 第 1 号イに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。
- オ 面積が 200 平方メートル(海底にあつては 100 平方メートル)を超えない土地の形質の変更であつて、高さが 2 メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

- ア 第 23 条第 3 号イからオまでに掲げる行為
- イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。
- ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

オ 当該行為の行われる土地の面積が 200 平方メートル(海底にあっては 100 平方メートル)を超えず、かつ、高さが 2 メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 水面を埋め立て、又は干拓することであって面積が 200 平方メートル(海底にあっては 100 平方メートル)を超えないもの

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第 8 条第 1 項第 4 号ネ若しくはノ又は第 23 条第 10 号コからスまでに掲げる行為

イ 測量法第 4 条に規定する基本測量又は同法第 5 条に規定する公共測量を行うこと。

ウ 条例第 35 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為であって森林法第 34 条第 2 項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。

エ 水産資源保護法第 21 条第 1 項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 住宅又は高さが 10 メートルを超え、若しくは床面積の合計が 500 平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが 10 メートルを超え、又は床面積の合計が 500 平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(イ) 用排水施設(幅員 4 メートル以下の水路を除く。)又は幅員が 4 メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が 4 メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(エ) 宅地を造成すること。

(オ) 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)

- カ 漁礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為
- キ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為
- ク 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為
- ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。
- コ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を設置することを除く。)

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(条例第 39 条第 3 項及び条例第 40 条第 3 項の証明書)

第 29 条 条例第 39 条第 3 項及び条例第 40 条第 3 項の証明書は、別記第 7 号様式によるものとする。

#### 第 4 章 保護管理事業

(保護管理事業の確認の申請)

第 30 条 県以外の地方公共団体は、条例第 43 条第 2 項の確認を受けようとするときは、保護管理事業確認申請書(別記第 17 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書を添付しなければならない。

(保護管理事業の認定の申請)

第 31 条 国及び地方公共団体以外の者は、条例第 43 条第 3 項の認定を受けようとするときは、保護管理事業認定申請書(別記第 18 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書及び申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)を添付しなければならない。

(認定保護管理事業の告示)

第 32 条 条例第 43 条第 4 項前段の規定による告示は、認定を受けた保護管理事業を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに認定を受けた保護管理事業の事業計画を告示して行うものとする。

2 条例第 43 条第 4 項後段の規定による告示は、認定を取り消された保護管理事業を行っていた者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を告示して行うものとする。

#### 第 5 章 推進体制の整備

(野生動植物保護監視員)

第 33 条 条例第 49 条第 1 項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 通算して 1 年以上自然環境の保全又は野生動植物の保護管理に関する行政事務に従事した者であること。
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校(次号において「大学等」という。)において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した者であること。

- (3) 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者であること。
- (4) 前3号に該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者であること。

2 条例第49条第2項の証明書は、別記第19号様式によるものとする。

## 第6章 雑則

(独立行政法人等)

第34条 条例第52条第1項の規則で定める独立行政法人等は、次に掲げるものとする。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人都市再生機構
- (5) 熊本県住宅供給公社
- (6) 熊本県道路公社
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条の規定に基づき設立された土地開発公社  
(国等に関する協議の適用除外等)

第35条 条例第52条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第14条第2号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの
  - ア 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
  - イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(捕獲等をした後30日以内に、知事に通知したものに限る。)
  - ウ 野生動植物の多様性の保全に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
  - エ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
    - (ア) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条の規定する砂防工事を行うこと。
    - (イ) 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
    - (ウ) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
    - (エ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。

- (オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
  - (カ) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業を行うこと。
  - (キ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
  - (ク) 熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定による県重要文化財の指定、同条例第27条第1項の規定による県重要民俗文化財の指定又は同条例第35条第1項の規定による県史跡名勝天然記念物の指定のための行為
  - (ケ) 第8条第4号ネ又はノに掲げる行為(あらかじめ、知事に通知したものに限り。)
  - (コ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- オ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うもの
- (ア) 第8条第4号アからフまで(ネ及びノを除く。)に掲げる行為
  - (イ) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
  - (ウ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
  - (エ) 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
  - (オ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園(以下「都市公園等」という。)を設置し、又は管理すること。

(カ) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道又は同条第 5 号に規定する都市下水路(以下「下水道」という。)を設置し、又は管理すること。

カ 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 2 条第 1 項に規定する警察の責務として行う行為

(2) 条例第 35 条第 4 項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの

(ア) 下水道を改築し、又は増築する場合

(イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

イ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁港漁場整備法第 5 条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(ウ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合

(エ) 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(オ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(カ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

エ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の個体その他の物の捕獲等をする場合

オ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

(ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合(条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為をする場合を除く。)

- (イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合(条例第 35 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第 18 条第 3 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が 1,000 平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が 1,000 平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)
- (ウ) 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定、同法第 78 条第 1 項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合
- (エ) 熊本県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による県重要文化財の指定、同条例第 27 条第 1 項の規定による県重要民俗文化財の指定又は同条例第 35 条第 1 項の規定による県史跡名勝天然記念物の指定のための行為
- (オ) 警察法第 2 条第 1 項に規定する警察の責務としての行為をする場合
- カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合
- (3) 条例第 36 条第 4 項第 3 号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの
  - ア 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
  - イ 森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 6 条第 1 項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。
  - ウ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損傷を与える病虫害等(それらの卵を含む。)の捕獲等を行うこと(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
  - エ 第 8 条第 4 号ネ又はノに掲げる行為
  - オ 第 1 号ウ(キ)又は(ク)に掲げる行為
  - カ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。
  - キ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。
  - ク 自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 3 条第 1 項に規定する自衛隊の任務として行う行為

ケ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

コ アからケまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第52条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて前項第2号ア(ア)から(ウ)までに掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合(都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

エ 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査する場合

オ 熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定による県重要文化財の指定、同条例第27条第1項の規定による県重要民俗文化財の指定又は同条例第35条第1項の規定による県史跡名勝天然記念物の指定のための行為

カ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

キ 前項第2号ウ((エ)を除く。)に掲げる場合

(3) 前2号に掲げるものに附帯する行為をする場合

(教育又は学術研究のための捕獲等の届出等)

第36条 第6条の規定は、第9条第1項第2号及び第4号の規定による届出について準用する。この場合において、第6条第1項第4号中「捕獲等をする区域」とあるのは第9条第4号の規定による届出については「捕獲等をする区域(移動又は移植をする区域を含む。)」と読み替えるものとする。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

第37条 第21条の規定は、第23条第3号キの規定による届出について準用する。

(添付図面の省略)

第38条 条例第16条、条例第35条第4項若しくは条例第36条第4項第3号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第13条第1項、条例第35条第8項若しくは第10項、条例第37条第1項、第9条第1項第2号若しくは4号、第23条第3号キの規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあつては、第6条第3項(第36条において準用する場合を含む。)、第11条第2項、第21条第2項(第37条において準用する場合を含む。)、第22条第3項、第24条第2項、第26条第2項若しくは第27条第3項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真(第3項において「添付図面」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第16条若しくは条例第35条第5項(条例第36条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請又は条例第13条第1項、条例第35条第8項若しくは第10項、条例第37条第1項、第9条第1項第2号若しくは第4号、第23条第3号キの規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号。以下「新条例」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日までの間は、第8条第1項第4号ネ、第23条第10号ク、第35条第1項第1号ウ(キ)、同項第2号オ(ウ)及び同条第2項第2号エ中「第78条第1項」とあるのは「第56条の10第1項」と、「第92条第1項」とあるのは「第57条第1項」と、「第109条第1項」とあるのは「第69条第1項」と、「第110条第1項」とあるのは「第70条第1項」と、第25条第7号中「第109条第1項」とあるのは「第69条第1項」と、「第110条第1項」とあるのは「第70条第1項」とする。

3 平成17年3月31日までの間は、第23条第1号中「電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号」とあるのは「電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号」と、第25条第6号中「電気事業法第2条第1項第16号」とあるのは「電気事業法第2条第1項第14号」とする。

4 新条例の施行の日以後に新条例による改正前の熊本県希少野生動植物の保護に関する条例(平成2年熊本県条例第61号)第8条第4項及び第9条第5項の規定により届け出ることとなったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 8 月 15 日規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 1 日規則第 77 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 10 日規則第 54 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成 19 年 10 月 1 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 19 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 放送法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 65 号)附則第 7 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第 2 条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和 32 年法律第 152 号)第 3 条の許可を受けている者が行う同法第 2 条第 2 項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係るこの規則による改正後の熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則第 8 条第 1 項第 4 号ニの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日規則第 39 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日規則第 18 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条第 10 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日規則第 3 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 30 日規則第 46 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

県内希少野生動植物捕獲等届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
 (法人にあっては主たる事  
 務所の所在地)  
 氏名  
 (法人にあっては名称及び  
 代表者の氏名)  
 電話番号

県内希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をするので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等 を しよう と する 個 体	種名(卵又は種子に あつてはその旨)	
	数 量	
捕 獲 等 を す る 目 的		
捕獲等をする区域及び当該区域 の状況		
捕 獲 等 の 方 法		
捕獲等しようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体の取扱い方法		

備考 次に掲げる図面等を添付してください。

- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
 ( 法人にあつては主たる事 )  
 ( 務所の所在地 )  
 氏名 印  
 ( 法人にあつては名称及び )  
 ( 代表者の氏名 )  
 電話番号

指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

捕獲等をし ようと する個体	種名(卵又は種子に あつてはその旨)			
	数 量			
捕獲等をする目的				
捕獲等をする区域及び当該区域 の状況				
捕獲等の方法				
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から	年 月 日まで	
捕獲等をした個体の取扱い方法				
備 考				
飼養栽培 施設	所在地			
	規 模		構 造	
	取扱者	住所		氏名
		経歴		

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる図面等を添付してください。
- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
  - (2) 捕獲等をした個体を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養又は栽培のための施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
  - (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

別記第3号様式(第11条関係)

(表)

指定希少野生動植物捕獲等許可証

第 号  
年 月 日

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

熊本県知事

印

住 所 (主たる事務所の所在地)	
氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
種名(卵又は種子にあつてはその旨)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
許 可 の 条 件	

(裏)

注 意

- 1 捕獲等許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

捕獲等をした日時	捕獲等をした場所	捕獲等をした数量	処置の概要

備考 返納の際、この欄に所要事項を記入することにより、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則第11条第8項の規定による報告とすることができます。

別記第4号様式(第11条関係)

指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第17条第3項の規定により、指定希少野生動植物捕獲等従事者証の交付を受けたいので次のとおり申請をします。

指定希少野生動植物 捕獲等許可証	番 号	
	交付年月日	年 月 日
従 事 す る 者	氏 名	住 所

- 備考 1 代表者の氏名を自署する場合には押印を省略することができます。  
 2 捕獲等の許可申請に併せてこの申請をする場合にあっては、指定希少野生動植物捕獲等許可証欄の記載は不要です。

別記第5号様式(第11条関係)

指定希少野生動植物捕獲等従事者証

第 号  
年 月 日

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

熊本県知事

印

住 所	
氏 名	
指定希少野生動植物 捕獲等許可証の番号	
法 人 の 名 称	
種名(卵及び種子にあつ てはその旨)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

別記第6号様式(第11条関係)

指定希少野生動植物捕獲等許可証(従事者証)再交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
(法人にあっては主たる事  
務所の所在地)  
氏名 印  
(法人にあっては名称及び  
代表者の氏名)  
電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第17条第4項の規定により、指定希少野生動植物捕獲等許可証(従事者証)の再交付を受けたいので次のとおり申請をします。

指定希少野生動植物捕獲等 許可証(従事者証)	番 号	
	交付年月日	年 月 日
亡失し、又は滅失 した事情		

- 備考 1 氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 再交付を受けた後に亡失又は滅失した許可証(従事者証)を回復したときは、速やかに回復した許可証(従事者証)を返納してください。

別記第7号様式(第13条、第18条、第29条関係)

(表)

身 分 証 明 書

この証明書を携帯する職員は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、次のことを行うことができる職員です。

- 1 条例第22条第1項に規定する報告徴収及び立入検査等
- 2 条例第31条第1項に規定する報告徴収及び立入検査等
- 3 条例第39条第2項に規定する立入検査等
- 4 条例第40条第1項に規定する立入検査等

所属

職名

氏名

年 月 日交付

熊本県知事

印

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例抜すい

(報告徴収及び立入検査)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設及び飼養栽培施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定希少野生動植物事業者に対し、その特定希少野生動植物事業に関し報告を求め、又は職員に、その特定希少野生動植物事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第39条 略

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第40条 知事は、第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 第31条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第39条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(5) 第40条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(表)

特定希少野生動植物事業登録申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
 ( 法人にあつては主たる事  
 務所の所在地 )  
 氏名 印  
 ( 法人にあつては名称及び  
 代表者の氏名 )  
 電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり登録申請します。

特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設	名 称	
	所在地	
業務の対象とする特定希少野生動植物		
譲渡しの業務を開始しようとする日		年 月 日
繁殖させる場合	繁殖施設	所 在 地
		規模・構造
	繁殖に従事する者	氏 名
		経 歴
繁殖方法及び繁殖計画		

- 備考 1 氏名(法人にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設が複数ある場合は、裏面に全ての施設を記載してください。

(裏)

特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設

1	名 称	
	所在地	
2	名 称	
	所在地	
3	名 称	
	所在地	
4	名 称	
	所在地	
5	名 称	
	所在地	
6	名 称	
	所在地	
7	名 称	
	所在地	
8	名 称	
	所在地	
9	名 称	
	所在地	
10	名 称	
	所在地	

特定希少野生動植物事業者登録証

次の者は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第24条第2項の規定により、特定希少野生動植物事業者として登録したことを証します。

年 月 日

熊本県知事

印

氏 名(名 称)	
譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地	
業務の対象とする特定希少野生動植物	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

別記第10号様式(第16条関係)

特定希少野生動植物事業変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
(法人にあつては主たる事  
務所の所在地)  
氏名 印  
(法人にあつては名称及び  
代表者の氏名)  
電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第26条第1項の規定により、登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
変更が生じた事項	
変更した年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	

- 備考 1 氏名(法人にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 変更の届出を要する事項
- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
  - (2) 特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
  - (3) 譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物

特定希少野生動植物事業廃止等届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所

(法人にあつては主たる事  
務所の所在地)

氏名 印

(法人にあつては名称及び  
代表者の氏名)

電話番号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第26条第4項の規定により、事業を廃止等したので、次のとおり届け出ます。

登録番号		
交付年月日	年 月 日	
廃止等した年月日	年 月 日 [(1)廃止 (2)死亡 (3)合併 (4)破産 (5)合併・破産以外の解散)]	
廃止等した日に現に有する特定希少野生動植物の個体等	特定希少野生動植物名	
	数 量	
	廃止等後の取扱い方法	

備考 氏名(法人にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。

管理地区内行為許可申請書

熊本県知事 様 年 月 日

申請者 住所  
(法人にあつては主たる事務所の所在地)  
氏名 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

管理地区内における行為の許可を受けたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第35条第5項の規定により、次のとおり申請します。

生息地等保護区の名称	
管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

備考 1 氏名(法人にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。

2 次に掲げる図面等を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

別記第13号様式(第22条関係)

管理地区内既着手行為届出書

熊本県知事 様

年 月 日

届出者 住所  
(法人にあっては主たる事  
務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては名称及び  
代表者の氏名)  
電話番号

管理地区が指定された際、当該管理地区内において既に行為に着手していたので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第35条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保護区の名称	
管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為に着手した日	年 月 日
行為の完了の日 又はその予定日	年 月 日

備考 次に掲げる図面等を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

別記第14号様式(第24条関係)

管理地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所

(法人にあっては主たる事  
務所の所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び  
代表者の氏名)

電話番号

管理地区内において非常災害に対する必要な応急措置としての行為をしたので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第35条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保護区の名称	
管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の着手日	年 月 日
行為の完了の日 又はその予定日	年 月 日

備考 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図を添付してください。

立入制限地区内立入許可申請書

熊本県知事 様

年 月 日

申請者 住所  
(法人にあっては主たる事  
務所の所在地)  
氏名 印  
(法人にあっては名称及び  
代表者の氏名)  
電話番号

立入制限地区における立入りの許可を受けたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第36条第5項の規定により、次のとおり申請します。

立入制限地区の名称	
行為の目的	
行為の場所	
立入者の人数	
立入りの方法	
立入りの開始予定日 (予定期間)	年 月 日 ( 年 月 日から 年 月 日まで)

- 備考 1 氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付してください。

監視地区内行為届出書

熊本県知事 様

年 月 日

届出者 住所  
(法人にあっては主たる事  
務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては名称及び  
代表者の氏名)  
電話番号

監視地区内において行為を行うので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり申請します。

生息地等保護区の名称	
管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

備考 次に掲げる図面等を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

別記第17号様式(第30条関係)

保護管理事業確認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 地方公共団体の名称

代表者の氏名 印

保護管理事業の確認を受けたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおり申請します。

保護管理事業の対象となる 指定希少野生動植物	
事業の区域	
事業の概要	
開始予定日	年 月 日

備考 保護管理事業の事業計画書を添付してください。

保護管理事業認定申請書

熊本県知事 様 年 月 日

申請者 住所  
(法人にあっては主たる事  
務所の所在地)  
氏名 印  
(法人にあっては名称及び  
代表者の氏名)  
電話番号

保護管理事業の認定を受けたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第43条第3項の規定により、次のとおり申請します。

保護管理事業の対象となる 指定希少野生動植物	
事業の区域	
事業の概要	
開始予定日	年 月 日

- 備考 1 氏名(法人以外の団体にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる図面等を添付してください。
- (1) 保護管理事業の事業計画書
  - (2) 申請者の略歴を記載した書類(法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)

(表)

身 分 証 明 書

この証明書を携帯する職員は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第49条第1項に規定する野生動植物保護監視員です。

所属  
職名  
氏名

年 月 日交付  
熊本県知事

印

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例抜粋

(野生動植物保護監視員)

第49条 知事は、その職員のうち規則で定める要件を備えるものに、第12条、第21条第1項、第22条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第33条、第38条第1項若しくは第2項又は第39条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員(次項において「野生動植物保護監視員」という。))は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(助言又は指導)

第12条 知事は、県内希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、県内希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第21条 知事は、許可を受けた者が前条の規定に違反し、又は第19条の規定により許可に付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設及び飼養栽培施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(特定希少野生動植物事業者に対する指示等)

第30条 知事は、特定希少野生動植物事業者が第24条第4項(第26条第3項において準用する場合を含む。)、第26条第1項又は第28条の規定に違反した場合において、その特定希少野生動植物事業を適正化して特定希少野生動植物の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定希少野生動植物事業者に対し、その特定希少野生動植物事業に関し報告を求め、又は職員に、その特定希少野生動植物事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助言又は指導)

第33条 知事は、県内希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(措置命令等)

第38条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第35条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第35条第4項若しくは第36条第4項の規定に違反した者、第35条第7項(第36条第5項において準用する場合を含む。))の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者が、その違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第39条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第35条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

